

「茅ヶ崎市国土強靱化地域計画（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

ご協力ありがとうございました。

1 募集期間 令和5年1月27日（金）～令和5年3月7日（火）

2 意見の件数 18件

3 意見提出者数 3人

4 意見提出者年齢

| 年代 | 10代以下 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 人数 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 | 2人 | 0人 |

5 内容別の意見件数

| 分類 | 項目 | 件数 |
|----|-----------------------------|-----|
| 1 | 計画策定の趣旨、位置付けに関する意見 | 2件 |
| 2 | 計画で対象とする大規模自然災害等の記載内容に関する意見 | 5件 |
| 3 | 計画に位置付けている取り組み内容に関する意見 | 3件 |
| 4 | 計画素案の全体に関する意見 | 5件 |
| 5 | パブリックコメントの実施に関する意見 | 3件 |
| 合計 | | 18件 |

 =一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市企画部企画経営課企画経営担当
0467-82-1111（内線2536）
kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 計画策定の趣旨、位置付けに関する意見（2件）

(意見1)

導入部（p.1）6行目に3.11の東日本大震災の経緯から記載されているが、後述の「元禄関東地震」、「大正関東地震」、「相模トラフ沿いの最大クラス地震」との被害規模を勘案すれば、震源が当地に近い相模湾トラフ系の地震から書き始める必要がある。

(市の考え方)

東日本大震災は各地に甚大な被害をもたらしました。本市においても、震度5弱を観測し、物的被害やライフライン被害が発生し、さらに、3月14日から始まった計画停電により、日常生活や企業活動等にも大きな影響を及ぼしました。

本計画で対象とする、今後起こり得る大規模自然災害をイメージしやすいと思われ、本計画策定について規定している国土強靱化基本法制定のきっかけとなった事象である東日本大震災の経緯から記載することとしました。

(意見2)

導入部（p.1）「SDGsのゴール11」の記載があるが、ゴール7、9、13、17との関連性もあるのでは？何でもかんでも『最近の流行語SDGs』に無理やり関係付ける風潮はおかしい。防災対策については、『持続可能性』よりも『迅速性』を重視する場合もあるのではないか？

(市の考え方)

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals :SDGs）」の17のゴール・169のターゲットは、それぞれが独立して存在しているのではなく、それぞれが関連し、相互につながりあうものと認識しております。

本計画においてはゴール11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」の貢献度が最も高いと考えてこれを記載しております。

本計画は、大規模自然災害が起こったとしても、まちが存続できるように、地域の強靱化を進めるものです。また、国では国土強靱化について、「いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限に図られ、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、被害を最小化し、迅速に復旧・復興する、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った安全・安心な地域・経済社会を構築するもの」と定義していることから、迅速性についても包含していると考えてます。

■計画で対象とする大規模自然災害等の記載内容に関する意見（5件）

（意見3）

R5年に起きたトルコ等の地震も参考に、今回の計画を立てて欲しい。

（市の考え方）

本計画の対象はあらゆる自然災害で、大規模地震に関しては本市域に関連する最新の情報として、県の地震被害想定調査（平成26年度）を参考としています。なお、トルコ等の地震をはじめ、自然現象に対する科学的知見、予測技術、防災意識は変化していくものと認識しておりますので、国、県の動向を注視し適切に対応してまいります。

（意見4）

大規模自然災害の対象(p.3)

対象として、「地震、津波、火災、浸水、土砂災害、火山噴火」を例示しているが、近年の異常気象、温暖化、気候変動との関連性を考慮すれば、「巨大な台風による強風害、潮位の上昇」、「猛暑に起因する火災」、さらに、成因は未解明ながら昨年発生した新たな災害である「空振による津波（長距離伝搬）」等にも言及する必要がある。P.15には「その他の自然災害」をあげているが何故、分割、差別化したのかの主旨が分からない。

また、火山噴火については、国の各種検討会、審議会等で議論、答申されている通り、本市に関しては「富士山噴火」に特定して良いと考える。

（市の考え方）

本計画の大規模自然災害の対象は、2.1に記載のとおり、「地震、津波、地震による火災、浸水（洪水、雨水出水、高潮）、土砂災害、火山の噴火などの自然災害全般」としています。

そのため、ご意見をいただいた「巨大な台風による強風害、潮位の上昇」、「猛暑に起因する火災」、「空振による津波（長距離伝搬）」も含まれると考えています。2.2では本市域を対象に既にハザードマップ等の作成に至っている自然災害の主なものの概要を紹介して後段のリスクシナリオや取り組みを考えていただきやすいようにと考えました。「2.2.5 その他自然災害」の項目は2.2.1～2.2.4の記載も概要であり、本計画があらゆる自然災害を対象としているため、災害種別としては他にも多く存在することを示すために設けたものです。

（意見5）

「揺れやすさマップ」の表記ミス(p.4)本地域の引き出し枠線がズれている。平塚市エリアになっている。

（市の考え方）

ご指摘のとおり修正いたします。

(意見6)

ヘリポート(p.17)市地域防災計画の引用として、ヘリポート臨時離着陸場の一覽、位置図が示されているが、ヘリポートの空白エリアが広く存在しており、地域防災計画と国土強靱化計画との整合性を吟味、再考して増設する必要がある。市国土強靱化計画の策定に伴って、市地域防災計画に不整合が認められた場合は、臨機応変に見直す必要がある。

例えば、民間ゴルフ場（民間との協働）、中央公園（市役所庁舎との有機的な連携）、相模川等の河川敷の利用、新湘南国道、圏央道等の主要幹線道路網沿線のIC、JCT付近の空地等の追加指定が考えられる。

(市の考え方)

防災分野の法定義務計画である「茅ヶ崎市地域防災計画」と本計画との関連については、相互に整合を図るようにしています。「2.3防災拠点や社会基盤施設の状況と被害想定」は、本計画の複数のリスクシナリオや取り組みに関する情報として地域防災計画から抜粋したものです。

本市の防災拠点は、災害種別に、あるいは対策内容別に地域防災計画で詳細をまとめています。発災時の人の移動や物資等の輸送に関連する緊急輸送対策としては、県が指定する緊急輸送道路（国道・県道）に加えて、それを補完する市道を指定しており、県指定と市指定の臨時ヘリポート、災害拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場も地域防災計画に示しています。

防災拠点の見直しに関しては、「茅ヶ崎市地域防災計画」の改定作業の中でいただいたご意見も参考にし、適宜実施してまいります。また、本計画の見直しについては、社会情勢の変化や、「茅ヶ崎市地域防災計画」に大きな方針の転換がある等、必要に応じて実施してまいります。

(意見7)

P.13の被害想定結果一覧の説明文中の半壊棟数の数字が結果表と異なる。最大規模の地震を「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」とするのであれば、「13,310」が正解。

(市の考え方)

ご指摘のとおり、表に記載されている数値が正しいため、修正いたします。

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| 18ページ 当事者意識を強くして表中の数字をみると、最大規模の地震では建物倒壊が全壊1万8900棟、半壊1万3310棟と全市域の建物総数8万棟の半数弱が被害を受け、さらに焼失も2万170棟（全半壊との重複を含む）であり、死傷者が1万人を超えるなど、甚大な被害が想定されています。 | 18ページ 当事者意識を強くして表中の数字をみると、最大規模の地震では建物倒壊が全壊1万8780棟、半壊1万5840棟と全市域の建物総数8万棟の半数弱が被害を受け、さらに焼失も2万170棟（全半壊との重複を含む）であり、死傷者が1万人を超えるなど、甚大な被害が想定されています。 |

■計画に位置付けている取り組み内容に関する意見（3件）

（意見8）

①素案へ新たな項目として追記を提案

P51施策No.17

都市ガス事業者は、ガス供給停止を伴う大規模な地震が発生した際に、供給エリア内のお客さまに対して、ガスの供給停止地域や復旧状況などの最新情報を地図上に色分けして分かりやすくお知らせする「復旧マイマップ」を、東京ガスグループのホームページにて周知します。

（市の考え方）

内閣官房国土強靱化推進室が作成している「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）策定・改訂編」において、「行政以外も含めた取組主体（行政・民間事業者・住民）の明記や、施策や個別の事業とリスクシナリオとの関連性を明らかにすることも重要」とされています。

ご意見は、都市ガス事業者としての施設管理と利用者向けの情報発信に関するものでありますが、「施策No.17_災害情報の収集・伝達・発信体制の整備」に記載している通り、自然災害発生時の迅速かつ正確な情報収集・取得・伝達・発信が大切だと捉えております。

本計画においては他のライフライン事業者の取組と連動させて、市としての把握は勿論、市民、一般事業者が早く正確な情報を得ることができるようになる取り組みが重要であるため、施策の方向に以下のように追記します。

| 修正後 | 修正前 |
|---|------|
| 51ページ ◆ライフライン事業者は、自然災害が発生した際に、利用停止状況や復旧状況などの最新情報を適切に把握し、周知します。 | 記載なし |

（意見9）

②素案標記の変更提案

P56施策No.22の文章を以下へ変更してほしい。

◆災害発生時に業務を維持する必要がある公共施設（市役所、消防施設、病院等）や避難所となる小中学校等および多数の避難困難者が生じる施設（社会福祉施設等）に、大規模災害時においても電力供給が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステムやガスエンジンヒートポンプ空調機等の自立・分散型エネルギー設備の整備を推進します。

（市の考え方）

内閣官房国土強靱化推進室が作成している「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）策定・改訂編」において、「行政以外も含めた取組主体（行政・民間事業者・住民）の明記や、施策や個別の事業とリスクシナリオとの関連性を明らかにすることも重要」とされています。「施策No.22_自立・分散型エネルギーの導入促進」の方向性を示している中で、ご意見にあるコージェネレーション（熱電併給）などの自立・分散型エネルギーについて、次のように修正します。

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| 56ページ ◆災害時に応急活動の拠点となる公共施設等や指定避難所等への太陽光発電、その他の再生可能エネルギー、 <u>自立・分散型エネルギー設備の導入</u> を推進します。 | 56ページ ◆災害時に応急活動の拠点となる公共施設等や指定避難所等への太陽光発電、その他の再生可能エネルギー導入を推進します。 |

(意見10)
 それは相模川をはじめとした河川の整備・最近まで田や沼地だったところへ住宅地になったところの再対策をすることにより市民への啓発にもなりそして少しでも被害が少なくなるような対策を

(市の考え方)

ご意見は「施策No.9_浸水対策の推進」に関連するもので、雨水流出抑制対策として宅地内浸透処理や雨水貯留などを促進、堆積した土砂の浚渫など、道路や下水道の排水機能の維持、土のうの配布などに取り組むこととしています。

また、河川整備につきましては、別綴である、「茅ヶ崎市国土強靱化地域計画に基づき実施する事業一覧（令和5年度版）」の「施策No.9_浸水対策の推進」の具体的な事業として示している、「公共下水道整備事業（雨水整備）千ノ川整備事業」や「遊水機能土地保全事業」、「相模川整備促進事業」、「小出川整備促進事業」等を実施することで対策を講じてまいります。

■ 計画素案の全体に関する意見（5件）

(意見11)
 自然災害と言っても人災で更に被害が拡大しない配慮も

(市の考え方)

本計画は、いつ起こるのか定かではないさまざまな大規模自然災害が起こるより以前に、地域の強靱化に向けて市、市民および事業者等が連携し、着実に取り組み続けることを重視しています。防災・減災に直接的に寄与する取り組みは計画的な推進、間接的に寄与するものは積極的に発災時を考慮に入れて取り組み内容を構築して実行することが重要となります。不注意や怠慢が原因で起こる災害や、十分な対策を講じておかなかったためにこうむる災害とみなされるような事態にならないよう本計画を推進してまいります。

(意見12)

当茅ヶ崎市国土強靱化地域計画を市民にPRする必要があると思います。

(市の考え方)

PRにあたっては市政情報コーナーのほか、ホームページ、公共施設への配架等を予定しています。また、本計画に位置付けている施策や取り組みは多くの分野で推進しておりますので、各担当課が事業実施の場面で本計画を意識できるよう、毎年度取り組みを確認していきます。各担当課の取り組みにあたって、本計画の推進に寄与していることを市民の皆様にご説明できるようにしていくことを基本に、様々な機会を与えて周知・啓発に努めてまいります。

(意見13)

当市職員の中には、阪神・淡路大震災や東日本大震災等にボランティアで長期に行った人も居るかも知れません。その人の声も聞いて作成して下さい。

(意見14)

⑥上記以外でも市民・職員がボランティアで行っている人も居ると思う。その人の声も反映させて下さい。

(市の考え方)

茅ヶ崎市地域防災計画や本計画といった、防災・減災に関わる計画策定や推進にあたっては、全庁的に認識・意識が保たれることが重要と捉えております。そのため、本計画策定にあたっては、全庁的に意見を聴取する機会を設けており、防災・減災に関連する業務に従事している職員ほか、災害支援業務の経験を有する職員の意見も含んでいるものと考えています。

別綴としてまとめている「茅ヶ崎市国土強靱化地域計画に基づき実施する事業一覧」については、毎年度の予算編成等の適切なタイミングで、取り組みの実施状況の確認等を行い、地域の強靱化に向けた取り組みの必要性に関する認識共有を図りながら、進捗管理を行うこととしております。本計画策定後に計画の推進を図る中で、直接的に災害対応に関わった経験を有する職員、市民の方のご意見を蓄積してまいります。

(意見15)

計画素案に不足している事項（近隣自治体との整合）

国、県との連携、協働についての記載はあるが、隣接自治体についての記載がない。当然、市の計画であることから市内を中心とした計画となるが、最も関係性の高い近隣自治体との円滑な連携、有機的な整合が最も重要であると考え。近隣自治体の計画が未策定であれば、「近隣自治体との調整合同会議の設置」等の仕組づくりが必要。

(市の考え方)

県や市町村が策定する国土強靱化地域計画は、国の国土強靱化基本計画と調和したものとなるように法で定められております。本市を含む近隣市町の計画では基本目標、事前に備えるべき目標は国計画と同様であり、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定も国・県の計画を参考にそれぞれの市町の特性に合わせているため、整合が図られていると考えております。

本市に隣接する2市1町の策定状況については、平塚市は令和4年2月、藤沢市、寒川町は令和4年3月に策定済となっています。このため、本市では他市町の計画との整合を確認しながら策定作業を進めることが出来ました。

ご意見のように本計画の示す取り組みには近隣市町と連携が必要なものも多くありますので、計画の見直しにあたっては特に近隣市町の取り組み状況を把握し連携が強められるよう、次の修正を行います。

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p>71ページ 本計画は、大規模自然災害に備えて継続的に取り組むべき方向をまとめており、不変性がありますが、5. 2に示す「計画の進捗管理」で毎年度の取り組み実績を蓄積して継続しつつ、必要な場合には全体を見直すこととして、国強靱化計画や県強靱化計画を踏まえ、<u>近隣市町の取り組み状況を把握し連携強化を図りながら所要の検討を行い、関連する個別計画との整合を確保していくものとします。</u></p> | <p>71ページ 本計画は、大規模自然災害に備えて継続的に取り組むべき方向をまとめており、不変性がありますが、5. 2に示す「計画の進捗管理」で毎年度の取り組み実績を蓄積して継続しつつ、必要な場合には全体を見直すこととして、国強靱化計画や県強靱化計画を踏まえて所要の検討を行い、関連する個別計画との整合を確保していくものとし ます。</p> |

■パブリックコメントの実施に関する意見（3件）

（意見16）

①(1)コロナ禍が過ぎようとしています（5類になります）。当パブコメ（意見募集）の説明会を実施して欲しかったです。

(2)また当パブコメもパブコメの目的に沿って進めて欲しかった。

(3)その内容他について別添のとおり。

・パブリックコメントの全般について言えると思いますが、特に1月下旬～3月上旬のパブリックコメントについて

・種々のパブリックコメントを実施することは良いことと思います。しかし、パブリックコメントの意見募集のPR（啓発）をもっと十二分に、そして解りやすく、そして市民が応募しやすく実施して欲しいと思います。

(9)これまでもパブコメの応募少ないと思う。パブコメの意味(目的)を失わないように実施して欲しい。(10)パブコメに必要な制度です。改善・工夫し目的に沿うよう実施願う。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

（意見17）

それは、(1)市広報掲載場所（欄）が一定でなく見逃してしまうおそれあります。(2)記事（見出し含む）が自治推進課担当とあり内容を誤解したりし、解りづらい。(3)提出期限が2月25日までもあり解りづらい。誤解してしまう。(4)1月号に掲載してもよいパブコメもあったのでは。(5)それ以上に市広報（ちがさき広報）に掲載されていないパブコメもあったと思う。それはどうPR（啓発）したのですか。

（市の考え方）

茅ヶ崎市市民参加条例においてパブリックコメント手続は、計画等の案が具体的にになった段階で実施することを規定しています。この度、案件ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、2月1日号への掲載といたしました。

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、全ての記事を大きく掲載することが出来ません。その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市政情報を皆様に認知していただけるよう工夫しております。

パブリックコメントの掲載については、広報紙上において、まずは実施中の案件を知っていただくため、案件をまとめて表記し、網羅的に確認できる形としています。今後につきましても、ご意見等も踏まえつつ、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

(意見18)

(6)市の広報掲載パブコメは12件ですが、ある市議通信(チラシ)には14件と記載(件名記載)また「現在多くのパブコメ(パブリックコメント)募集」と記もあります。またある職員は14件ある市議16件?とも言っていた。どうなっているのですか。(7)また市議会で市議長に「こんなに短時間にこんなに多くの案件議論できないと発言(提言)があったとか。どうなったのですか?(8)このことは市民からも意見が出せない、出しにくいことにもつながり、パブコメの意味(目的)がなくなってしまうことにもつながると思う。(11)図書館(市)等パブコメ(素案)資料十分に置いてなく不足資料もあったとか。(12)パブコメ意見の回収漏れもあったとか・・・・・・・・以下省略。

(市の考え方)

この度、各個別計画ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、同時期に14件のパブリックコメント手続を実施することとなり、広報紙をはじめとした様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しました。

茅ヶ崎市市民参加条例におけるパブリックコメント手続とは、計画等の案が具体的になった段階で実施することが規定されており、月ごとの実施案件に制限を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

一方で、同時期に14件のパブリックコメント手続を実施することから、各計画の概要等を把握いただけるよう、公共施設等の提出意見の受付場所において閲覧用資料として各計画の一覧表を配架していることや、「茅ヶ崎市実施計画2025」を含めた12件については、規定よりも10日間長く実施期間を設けることで、計画内容をご確認いただく時間や意見作成の時間を確保できるよう努めております。資料については、不足した際には補充をするなど多くの市民の皆さまにご意見をいただけるよう環境を整えております。

意見用紙の回収漏れに関しましては、今後このようなことがないよう、パブリックコメント実施に係る意見用紙及び意見箱の取扱いに関する周知を行い、再発防止に努めております。